

令和 8 年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工右岸導水路改修工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工右岸導水路改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。
なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき、芦野頭首工右岸導水路の改修工事を行うものである。

2 工事場所

青森県北津軽郡中泊町大字芦野地内

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

施工対象延長 L=141.612m

施工始点 No. 21+10.350

施工終点 No. 28+11.962

内 訳

側壁コンクリート被覆 L=201.6m

笠コンクリート嵩上げ L=201.6m

既設コンクリート目地挿入 9箇所

安全施設 1式

仮設工 1式

4 工事数量

別紙－1の「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等56日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

2 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

3 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前7時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 交通対策

公道の利用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障が生じないようにするものとする。冬期間の通行については、十分注意し、事故防止に努めなければならない。

また、工事車両が現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤなどの泥を極力除去してから通行するものとし、路面の汚れが生じた場合は速やかに清掃し、道路の汚損防止に努めるものとする。

本工事では、町道 317 号線を片側交互交通で使用することで考えており、道路管理者による除雪対象区間となっている。

(3) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
町道 317 号線	交通誘導警備員 B	2 名/日	昼間	無

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

2 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1-1-45 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

3 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1-1-37 及び 3-2-2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 仮締切工

受注者は、右岸導水路改修工の施工時に土のうにて仮締切を行うものとする。

また、土のうは 3 段積とし、設置箇所は図面に示す箇所とする。

土のう中詰め土は、旧小学校ヤードの仮置土で仕揃えを行い、工事現場まで運搬し、設置するものとする。

なお、工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

土のう撤去後、第 5 章 4 に示す建築発生土受入地に運搬し、残土処分するものとする。

現場状況により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

旧小学校ヤード

名 称	地 先 名	摘 要
旧小学校ヤード	つがる市稲垣町下繁田磯繁141番	土砂

2 撤去・復旧工

ガードレール撤去・復旧は図面に示す箇所とする。

また、撤去したガードレールは受注者の責任において管理を行わなければならない。

なお、善良な管理にも関わらずガードレールの補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

3 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定しているが現場状況により変更が必要な場合は、排水量を確認し監督職員と協議するものとする。

工 種	排 水 量	台数
排水処理工	0 ～ 7 m ³ /h未満/箇所	2
排水処理工	0 ～ 120m ³ /h未満/箇所	1

4 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
中里山受入地	北津軽郡中泊町大字浅井字尾別地内	45m ³	土砂

(2) 搬出量の実績は、土量検収を行ったうえ、監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

(1) 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、別図－1，2「工事用地図」に示すとおりである。

(2) 工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD295 D13

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25 ※1	65%以下	BB	笠コンクリート嵩上げ

鉄筋コンクリート	21	12 (参考) ※2	25 ※1	55%以下	BB	側壁コンクリート被覆
----------	----	------------------	----------	-------	----	------------

※1 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

※2 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議のうえ、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができる。

なお、スランプを変更する場合は、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し確認を受けるものとする。

また、スランプが 12cm を超える場合は、試し練りの材料分離抵抗性についても監督職員の確認を受けるものとする。

(3) 差筋アンカー

SD295 D13 全長 600mm

(4) 目地材

目地板 エラスチックフィラー t=10mm

引張強さ 0.98N/mm² 以上、高度 30HS 以上

(5) 止水板

PVC 製 JIS K 6773 CF 形 (センターバルブ型) 200mm×5mm

(6) 水膨張ゴム

ゴム系 厚さ 10mm 幅 20mm

(7) ステップ

幅 300mm SS400 ビニル被覆 後付け用

(8) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物
鉄筋	カタログ、([納品時] ミルシート)
コンクリート	配合報告書、試験成績書
差筋アンカー	カタログ
目地材	カタログ・試験成績書
止水板	カタログ・試験成績書
水膨張ゴム	カタログ、試験成績書
ステップ	カタログ

第9章 施工

1 一般事項

基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
コンクリート塊（無筋）	(有)伊南商事	青森県五所川原市青森県五所川原市金木町川倉七夕野 84 番 1121、84 番 1161	8時～17時	再資源化施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5 右岸導水路改修工

(1) 堆積土砂撤去工

ア 右岸導水路内の堆積土砂の撤去を概算数量 10m³ で計上している。

なお、実績により変更するものとする。

また、堆積土砂は撤去後、別図-1 に示す芦野揚水機場敷地内の工事用地範囲で曝気を行い、第5章4に示す建設発生土受入地に運搬、処分するものとする。

(2) 高圧洗浄工

ア 土のう締切内の既設底版及び笠コンクリートは高圧洗浄を行うものとする。

なお、既設矢板表面の高圧洗浄は見込んでいないが、必要な場合は監督職員と協議

するものとする。

イ 洗浄圧力は 14.7Mpa とする。

ウ 高圧洗浄に使用する洗浄水は、水道用水（もしくは同等の水）を使用しなければならない。

なお、洗浄水は受注者契約の水道から給水することで考えている。

また、受注者契約の水道から給水が困難な場合には監督職員と協議するものとする。

(3) 側壁コンクリート被覆工

ア コンクリート打設量に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第 10 章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、(1) から (4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は (1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必

要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 排水量に大幅な変更が生じた場合
- (2) コンクリート打設量に大幅な変更が生じた場合
- (3) 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- (4) 交通誘導警備員数に変更が生じた場合
- (5) 除雪が必要となった場合
- (6) 遠隔確認を行う場合
- (7) 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合
- (8) 雪寒仮囲いが必要になった場合
- (9) 工事用地に養生、施設の撤去・復旧が必要になった場合
- (10) その他本仕様書に定めのないもの

第 12 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 13 章 その他

1 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - (イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
- (3) VE 提案書の提出
- ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
- (ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - (イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - (カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE 提案の適否等
- ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに应じるものとする。
- ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の力の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) VE 提案書の使用
- 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。
- (6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

工事完成図書を共通仕様書第 1 編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又はBD-R） 正副 2 部

4 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）
工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）
工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (3) 設計変更確認会議
工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。
- (4) 建設コンサルタントの出席
(1)、(2) 及び (3) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費の含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。
- (5) 打合せ記録
工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - ア 真夏日
日最高気温が 30℃以上の日をいう。
 - イ 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - ウ 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$
- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27 年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

7 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

- (1) 内容
受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。
 - 【快適トイレに求める機能】
 - ア 洋式(洋風)便器
 - イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
 - ウ 臭い逆流防止機能
 - エ 容易に開かない施錠機能
 - オ 照明設備
 - カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等(耐荷重を 5 kg 以上とする)
 - 【付属品として備えるもの】
 - キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
 - ケ サニタリーボックス
 - コ 鏡と手洗器
 - サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
 - 【推奨する仕様、付属品】
 - シ 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
 - ス 擬音装置(機能を含む)
 - セ 着替え台

- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議のうえ、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

8 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 昇降設備の充実 イ 環境負荷の低減 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） エ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策 ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策等
地域連携	ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ウ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） エ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

(3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。

なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

(4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分か

る写真を監督職員に提出するものとする。

9 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について（URL：「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-248.pdf>」）に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計

額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）を示すものとし、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を、「運搬費及び準備費の設計変更について」（URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-26.pdf>」）に示す様式により提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、(2)で示す様式の実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定で

きる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「工事における余裕期間制度の試行について」(URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-47.pdf>」)に示す別紙様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 127 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 12 月 21 日（工事完了期限日）まで

14 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加したうえで最大 7.5 点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は 100 点を超えないものとする。

○事業（務）所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

15 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 右岸導水路改修工				「概」と表示しているものは概数数量発注による数量
(1) 堆積土砂撤去工				
堆積土砂撤去		m ³	10	「概」
土砂等運搬		m ³	10	「概」
積込		m ³	10	「概」
(2) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14. 7Mpa	m ²	259	
(3) 右岸側壁コンクリート被覆	L=201. 6m			
コンクリート	21-12-25 BB W/C=55%以下	m ³	127	
コンクリート削孔	削孔径19. 5mm 削孔深57mm	箇所	1, 660	
差筋アンカー	D13	本	1, 660	
型枠		式	1	
鉄筋工	D13 SD295	ton	3. 50	
足場	単管	式	1	
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	18	
止水板	CF-200	m	37. 4	
水膨張ゴム	ゴム系 t=10mm W=20mm	m	213. 8	
(4) 右岸笠コンクリート嵩上げ	L=201. 6m			
コンクリート	18-8-25 BB W/C=60%以下	m ³	11	
型枠		式	1	
プライマー塗布	水路断面修復・表面被覆用	m ²	81	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(5)既設コンクリート目地挿入	9箇所			
コンクリート	21-12-25 BB W/C=55%以下	m ³	1.7	
型枠		式	1	
足場	単管	式	1	
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	7	
止水板	CF-200	m	15.3	
水膨張ゴム	ゴム系 t=10mm W=20mm	m	4.5	
構造物取壊し・殻運搬処理	鉄筋コンクリート	m ³	1.7	
(6)安全施設工				
ステップ	B=300 SS400 ビニル被覆後付け用	個	14	
2. 仮設工				
(1)仮締切工				
土のう	仕拵え～設置～撤去	式	1	
土のう運搬	旧小学校ヤード～右岸導水路	m ³	35	
土のう運搬・処理	右岸導水路～中里山受入地	m ³	35	
(2)撤去・復旧工				
ガードレール撤去・復旧	塗装品C-4E	m	12	
(3)排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	0以上～7未満 作業時排水 2台	箇所	1	
排水ポンプ（仮設）	0以上～120未満 常時排水 1台	箇所	1	
(4)安全費				
交通誘導警備員		人	102	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

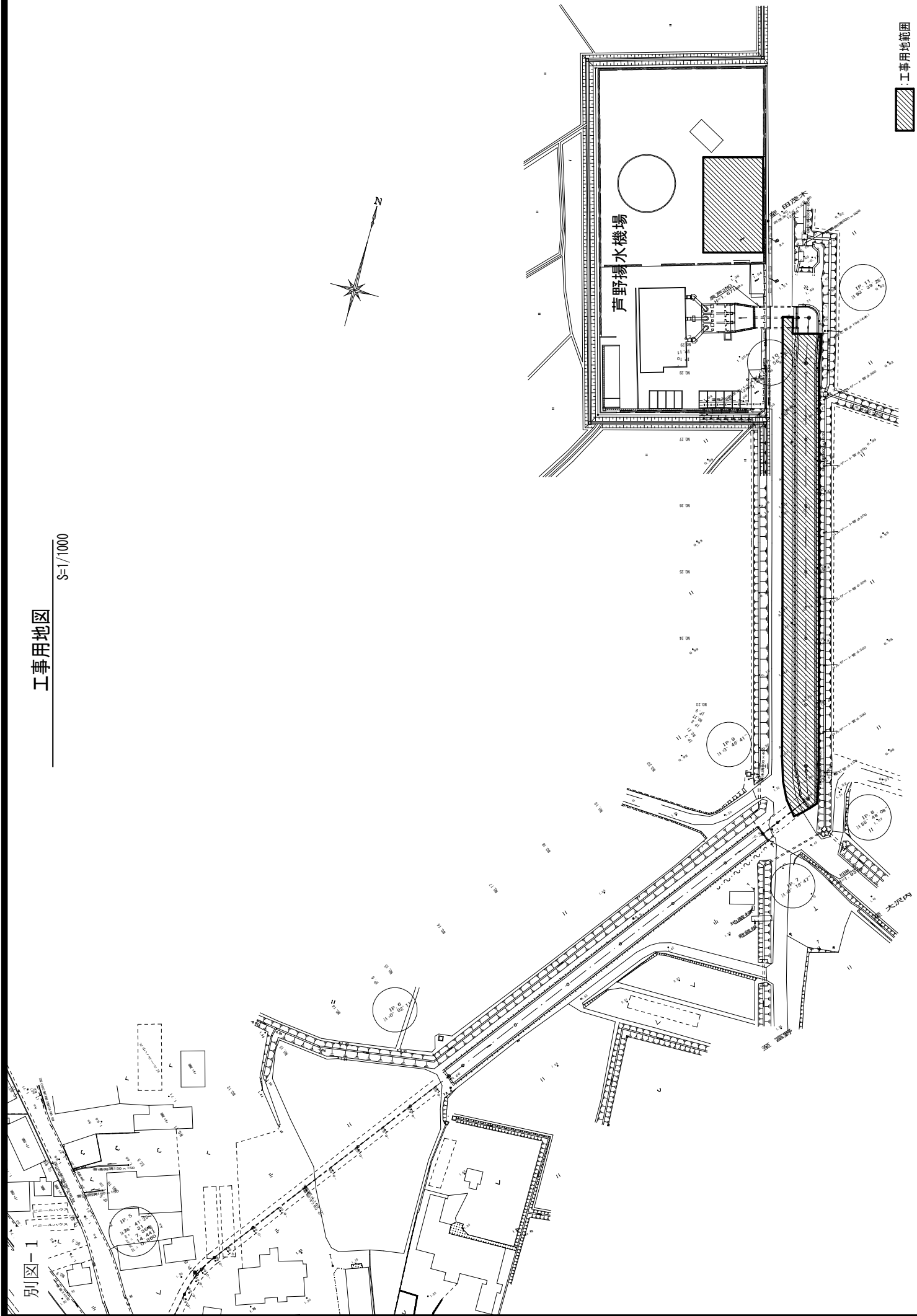
- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - (2) 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - (3) 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。
 - (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、当該期間に含めることができるものとする。
 - (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
 - (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
 - (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
 - (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ア 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整のうえ、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - イ 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ウ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
 - (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ア 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - イ 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ウ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

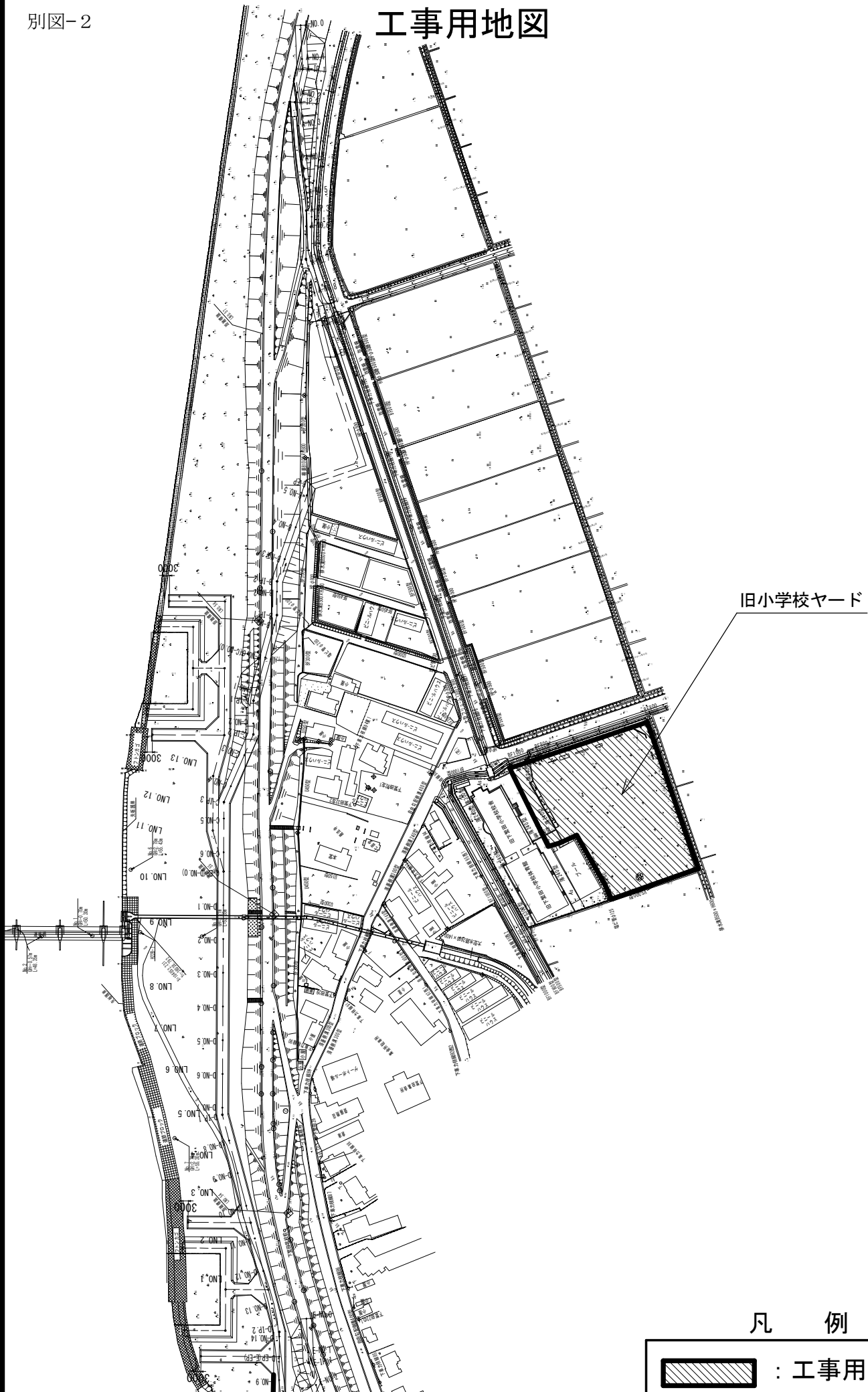
別図-1

別図-1



二、博士學位

工事用地図



凡 例

 : 工事用地範囲

令和8年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工右岸導水路改修工事
図 面 目 録

図番	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	芦野右岸導水路 平面図	1	
3	芦野右岸導水路 縦断面図	1	
4-1	芦野右岸導水路 横断面図(1/3)	1	
4-2	芦野右岸導水路 横断面図(2/3)	1	
4-3	芦野右岸導水路 横断面図(3/3)	1	
5	芦野右岸導水路 改修標準断面図	1	
6-1	側壁コンクリート被覆配筋図(1/3)	1	
6-2	側壁コンクリート被覆配筋図(2/3)	1	
6-3	側壁コンクリート被覆配筋図(3/3)	1	
7	目地詳細図	1	
8	ステップ取付図	1	
9	芦野右岸導水路 仮設図	1	
計		13	